

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	函港作業株式会社(法人番号3440001000365) 代表者吉野紳一	北海道函館市万代町19番32号		本社営業所	北海道函館市万代町19番32号	R6.7.10	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	令和6年6月13日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 定期点検整備の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)	0	0
2	株式会社明伸(法人番号8430001016829) 代表者内海一也	北海道札幌市北区太平12条7丁目4番8号		本社営業所	北海道札幌市北区太平12条7丁目4番8号	R6.7.24	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項 他5件	令和5年11月2日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 運行指示書の作成、指示又は携行義務違反(安全規則第9条の3第1項から3項)、(3) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4) 特定運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(5) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(6) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	1	1
3	田中工産株式会社(法人番号9460301004802) 代表者田中敏幸	北海道網走市二見ヶ岡37番地1		本社営業所	北海道網走市二見ヶ岡37番地1	R6.7.24	輸送施設の使用停止(75日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他9件	令和6年2月7日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。10件の違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3) 定期点検整備の実施義務違反(安全規則第3条の2)、(4) 点検整備記録簿等の記録の保存義務違反(安全規則第3条の2)、(5) 運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6) 運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8) 運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9) 特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10) 報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	8	8

